

# 深谷市グリーン購入推進方針

平成18年5月31日第1版策定

平成21年4月 1日改定（第2版）

（平成21年4月1日施行）

## 1 グリーン購入の目的

地域における大規模事業者である深谷市が環境に配慮した物品の購入や使役の発注（以下、「グリーン購入」という。）に率先して取組むことで、

(1) 製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援する

(2) 量産効果による価格の低廉化を行うことで市民生活への普及を図るなどの効果をもたらすことにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 対象範囲

市の業務における物品調達のうち、消耗品及び備品の購入、不動産を除く物件借上（リース、レンタル契約含む）並びに使役のうち印刷製本の発注を対象とする。

その他の使役及び公共工事については、当該使役又は工事に関する国・県の指針、基準あるいはルール等（以下「国・県の施工基準等」という。）に示されている内容を満たすこととし、国・県の施工基準等に定めのない事項については、可能な範囲で本方針を活用する。

## 3 製品やサービス選択の基本的考え方

物品調達にあたっては、特に、「ごみやごみになるものを減らす」（Reduce）、「再利用」（Reuse）、「再資源化」（Recycle）で示される「3R」について、重点的に配慮するために、価格、機能、品質だけでなく、本項(1)から(5)のような製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄にいたるまでのライフサイクルにおける環境影響も考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して、真に必要なものを必要な数購入することとする。

(1)製造

再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの  
余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの  
再生しやすい材料を使用したもの

(2)使用

使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの  
（使用する業務に不必要な機能を持たないことも含む）  
修繕や部品の交換・詰替えが容易なもの  
（製品や規格の先行き、部品供給の動向の検討なども含む）  
梱包・包装が簡易、または環境に配慮したもの

(3)廃棄

分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの  
回収・リサイクルシステムが確立しているもの  
耐久性が高く、長期使用が可能なもの  
（製品の規格の先行き、部品供給の動向の検討なども含む）

(4)その他

製造・使用・廃棄の各段階で、有害物質等の使用や発生が少ないもの

(5)環境ラベル

第三者機関の認定する環境ラベル（以下、「環境ラベル」という。）  
を取得しているもの

参考となる文書は別途庁内LANに掲載する

#### 4 深谷市グリーン購入ガイドライン（調達に関する判断基準）

本方針第2項で規定された物品の購入又は使役の発注にあたっては、当該年度4月1日現在で最新の『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』（以下、「国グリーン購入方針」という。）を準用し判断することとする。

ただし、別途定める時限措置などの事項については、例外とする。

また、年度途中で国グリーン購入方針に大規模な改定や運用の変更が生じた場合、グリーン購入方針担当課から、庁内LANへの掲示などの手段により対応を周知することとする。

< 参考 >

最新の『環境物品等の調達に関する基本方針』の入手箇所  
『グリーン購入net』

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

購入物品等における情報提供について(品目ごとに具体的なグリーン購入適合品がわかるシステム)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

[URLは、平成21年3月24日現在のものである]

本方針に係る取組の詳細事項又は国グリーン購入方針の改定など必要な事項については、庁内LANキャビネット又は掲示板で随時周知する。

## 5 グリーン購入の推進方法

- (1) 調達の必要性を考慮し、購入（発注）行為の決定をする。
- (2) 在庫や配布数などを確認し、適正な購入量を決定する。
- (3) 本方針第2項で規定された物品の購入又は使役の発注にあたっては、前項の「深谷市グリーン購入ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の基準を満たすものを選択することを原則とする。
- (4) ガイドラインに定められていない品目については本方針第3項に従い、製品等を選択する。
- (5) 物品納品時、物品がガイドラインの基準に合致しているかを確認する。確認方法は、原則、メーカー又は販売者が明示している内容（納入物の品番と当該製品のカタログに記載されている製品仕様の照合や納入物に貼付されている環境ラベルの確認など）の調査とする。
- (6) 公共工事の施工にあたり、国・県の施工基準等に定めのない事項については、国グリーン購入方針の「公共工事」の項に基づく事項を契約図書に盛り込み（契約図書を作成しない場合は受託者に周知し）、履行を確認することを原則とする。
- (7) 印刷製本以外の業務委託の施行にあたり、国・県の施工基準等に定めのない事項については、国グリーン購入方針の「役務」の項に基づく事項を契約図書に盛り込み（契約図書を作成しない場合は受託者に周知し）、履行を確認することを原則とする。
- (8) 備品及び消耗品の購入実績について、深谷市環境マネジメントシステ

ムで定める基準により、「グリーン購入チェック表」で管理を行う。

- (9) 上記事項を原則とするが、国・県の規定による購入の実施や、性能あるいは価格が適当でないものについてはこの限りではない。ただし、「グリーン購入チェック表」に理由を明確に記録すること。

## 6 グリーン購入に関する情報の提供

環境部門、財政部門、集中管理物品調達部門及び契約部門の職員は環境配慮商品の調達について必要な情報について積極的に情報交換を行い、各職場への情報提供に努める。情報提供の方法は、庁内LANなど環境に負荷がかからない方法をとることとする。

### 改定履歴

[初版]

制定・施行 平成18年5月31日

[第2版]

改定 平成21年 4月 1日

施行 平成21年 4月 1日

用紙及び紙類を原料とした文具類などについて、従来のように深谷市が一段階高いレベルで基準（「印刷用紙」の基準で言えば、国：古紙再生パルプ配合率70%、深谷市：古紙再生パルプ配合率100%）を策定した場合、一般的な物品ではなく、購入費用が高騰するおそれがあることや、物品（用紙）自体が入手できない事態が発生している傾向が見られたため、方針を全面改定し、年度当初で最新版の『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』に準拠することとした。この改定により紙類に関しても一般的な政府・地方公共団体向けに企画・制作された物品の購入が可能になる。

国グリーン購入方針改定時に移行期間を設けるなど、時限措置及び特例事項の考え方を導入した。